

令和8年度

平田村タクシー料金助成事業

平田村では、75歳以上の方と、運転免許証を返納した方に対して、交通事故防止や外出支援のため、タクシー券を交付します。

(1人最高20,000円分⇒申請時期によって交付枚数が異なります。)

対象期間

令和8年4月1日～翌年3月31日まで(1年間)

対象者 《①～③の条件を全て満たしている方が対象です。》

① 申請日時時点で、75歳以上の方

または、運転免許証を自主返納している方(75歳未満の方も該当)

② 村内に住所を有する方

③ 村税を滞納していない方



利用方法

◎75歳以上の方

タクシーに乗るときに「マイナンバーカード」「後期高齢者医療資格確認書」又は「運転経歴証明書」を運転手に提示し、支払い時にタクシー券でお支払いしてください。

◎運転免許証を返納した方

タクシーに乗るときに「運転経歴証明書」を運転手に提示し、支払い時にタクシー券でお支払いしてください。

申請手続き

○役場にて申請書に記入。(土、日、祝日を除く平日8:30～17:15まで)

○代理での申請も可能です。

申請手続きに必要な書類

対象者	申請に必要な書類等
75歳以上の方	・必要なし
75歳未満の方で 運転免許証を自主返納した方	・運転経歴証明書又は運転免許取消通知書の写し

タクシー会社の連絡先

○ひらたタクシー（電話0247-55-2048）

※利用出来るタクシー会社はひらたタクシーのみです。

タクシー券の金額

○タクシー券は1回のお支払いにつき**8枚**（4,000円分）まで使用可。

※おつりはできません。4,000円を超えた分は自己負担になります。

○4月～ 9月までに申請した場合:500円×40枚交付⇒20,000円分

○10月～12月までに申請した場合:500円×20枚交付⇒10,000円分

○1月～ 3月までに申請した場合:500円×10枚交付⇒ 5,000円分

利用の注意

○交付を受けた本人がいないと使用できません。

○タクシー券は再交付できません。

○午前7時から午後9時までの乗車であること。

○村外からの乗降も使用できます。（ひらたタクシーのみ）

※タクシー券を使って相乗りすることもできます。

タクシー券をお持ちの人同士で相乗りすれば**それぞれで8枚**まで使えます。

運転免許証を返納した方に 助成を行います

平成30年4月1日以降に運転免許を返納し、福島県公安委員会が発行した「運転経歴証明書」の交付を受けた方に、**交付手数料を助成**します。

（ひとりにつき1回に限ります）

助成金額一覧

○運転経歴証明書のみ・・・1,150円

○マイナ経歴証明書・・・900円

○運転経歴証明書とマイナ経歴証明書両方・・・1,250円

申請手続きに必要なもの

○運転経歴証明書または、マイナ経歴証明書

○通帳の写し（交付手数料を後日振り込みます）

○印鑑



[お問い合わせ: 平田村役場企画商工課 電話55-3115]